

千葉都市計画第一種市街地再開発事業の決定（千葉市決定）

都市計画新千葉2・3地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

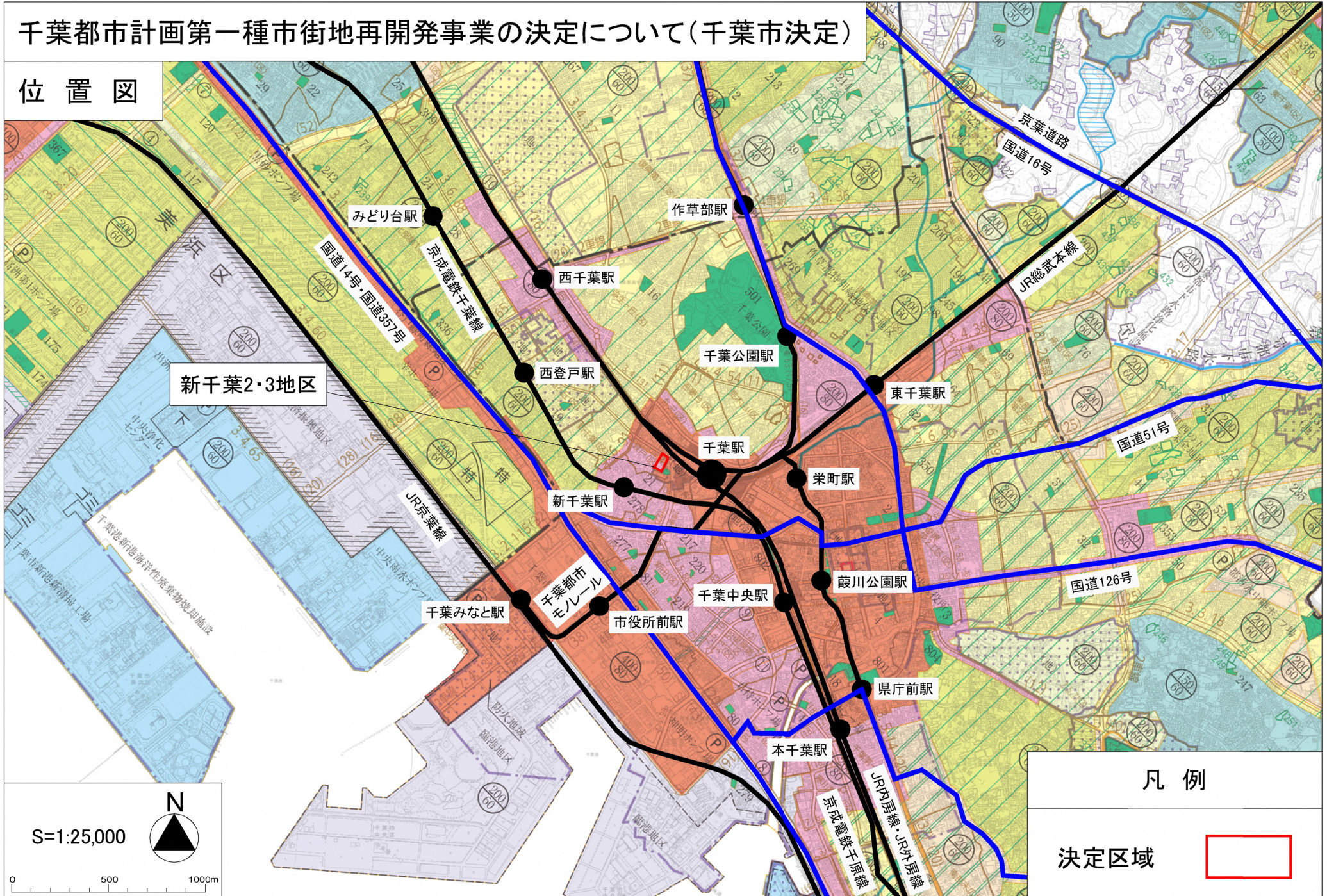
名 称		新千葉2・3地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約0.3ha					
公共施設の配置及び規模	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線街路	3.6.88 千葉港黒砂台線	6~8m (12~17m)	約34m	整備済 ()内は全幅員	
		区画道路	新千葉31号線	2m (6m)	約69m	千葉駅西口地区第二種市街地再 開発事業にて整備中 ()内は全幅員	
			新千葉32号線	3m (6m)	約80m	整備済 ()内は全幅員	
			新千葉37号線	3m (6m)	約42m	千葉駅西口地区第二種市街地再 開発事業にて整備中 ()内は全幅員	
	公園及び 緑 地	種別	名称	面積		備考	
		-	-	-		-	
	下水道	-					
その他の 公共施設	-						
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要 用途	(参考) 高度利用地区の制限内容
		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	建築面積の 割合	延べ面積の 割合		
	1	約250㎡	約1,600㎡ (約1,400㎡)	約7/10	約40/10	商業 住宅	容積率の最高限度 40/10 以下 容積率の最低限度 20/10 以上 建蔽率の最高限度 8/10 以下 建築面積の最低限度 200㎡以上 但し、建築物の建築面積の敷地面積に対 する割合の最高限度は、建築基準法第53 条第3項第1号又は第2号のいずれかに該 当する建築物にあっては1/10、同項第1 号及び第2号に該当する建築物又は第6 項第1号に該当する建築物にあっては 2/10を加えた数値とする。
	2	約640㎡	約7,600㎡ (約6,500㎡)	約4/10	約40/10	商業 住宅	容積率の最高限度 40/10 以下 容積率の最低限度 20/10 以上 建蔽率の最高限度 5/10 以下 建築面積の最低限度 200㎡以上 但し、建築物の建築面積の敷地面積に対 する割合の最高限度は、建築基準法第53 条第3項第1号又は第2号のいずれかに該 当する建築物にあっては1/10、同項第1 号及び第2号に該当する建築物又は第6 項第1号に該当する建築物にあっては 2/10を加えた数値とする。
に 関 する 計 画	街区番号	建築敷地面積		整備計画			
	1	約350㎡		敷地内に十分な空地を確保し、災害時の活動拠点機能を確保 する。			
	2	約1,600㎡					
住宅建設の目標		戸数	面積		備考		
		-	-		-		

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置は計画図表示のとおり」

(理由) 本地区において、老朽化が進む既存建築物の再編を行い、商業、居住機能を集積し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、市街地再開発事業を決定するものである。

千葉都市計画第一種市街地再開発事業の決定について(千葉市決定)

位置図



新千葉2・3地区

凡例

決定区域



千葉都市計画第一種市街地再開発事業の決定について(千葉市決定)

計画図(1)



凡例

施行区域
(約0.3ha)



千葉都市計画第一種市街地再開発事業の決定について(千葉市決定)

計画図(2)

